

相模原市水路管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第66号

相模原市水路管理条例の一部を改正する条例

相模原市水路管理条例(平成14年相模原市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「限りでは」を「限りで」に改める。

第14条ただし書中「ときは」を「ときは、」に改める。

別表中「34円」を「35円」に、「これら」を「これ」に、「68円」を「69円」に改め、「昭和44年相模原市条例第15号)」の次に「別表」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料の額について適用し、同日前の占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。